

令和6年度明るい選挙推進協議会の活動報告

山口市明るい選挙推進協議会（明推協）では、市民の皆様の政治への関心を高めることで投票率の向上と公正な選挙を実現することを目的に、年間を通して様々な活動を行っています。

街頭啓発活動

昨年10月に行われた衆議院議員総選挙の選挙期間中には、山口市中心商店街や徳地堀のスーパーの店舗前において、啓発グッズを配布しながら街ゆくみなさんに投票を呼びかけました。



センキョコンシェルジュ山口の活動

山口市子ども議員体験講座

子どもたちが政治に関心を持ち、身近な出来事に問題意識をもつことで地域への愛着を深めてもらうことを目的に、明推協の推進員であるセンキョコンシェルジュ山口のメンバーが企画し、市内小学校3校から5、6年生合わせて15名の参加がありました。



7月21日
事前学習会の様子

山口市議会の議場で子ども議会を開催し、6名が子ども議員代表として登壇し、市長ほか執行部に対して質問を行いました。



8月6日
子ども議会の様子

センキョコンシェルジュ山口のメンバーは、事前学習会の際はファシリテーター役として、子どもたちと共にグループワークに参加し、子ども議会では運営・進行補助役を務めました。

事前学習会では、テーマごとにグループで課題についてみんなで意見を出し合い、議会で質問する内容を考えました。

出前授業

主権者意識を高めるため、中学校および高等学校の生徒に向けて選挙に関する出前授業を行っています。令和6年度は市内の中学校1校、高等学校5校で実施し、講義や模擬投票を行いました。

○実施校一覧
【高等学校】
野田学園高校、山口農業高校、山口高校徳佐分校、山口中央高校、西京高校
【中学校】 大殿中学校



選挙時啓発

投票を呼びかけるチラシを作成し、山口大学構内の掲示板や掲示ラックに掲示しました。



編集後記

広報紙「さくら」は今回、各自治会・町内会での回覧という形でお届けし、選挙に関するよくわからない面を少しでも解消して頂ければと考えて内容を選びました。また、若い世代へのセンキョコンシェルジュ山口の活動を紹介しています。山口市明るい選挙推進協議会では、世代を超えて選挙に対する関心を高めていきたいと思っています。今後も「さくら」は選挙に関する情報を「特集」としてタイムリーに皆さんにお伝えしていきます。



選挙の“ようわからん!”を解決!

特集



写真：子ども議員体験講座の子ども議会の様子
自分たちで考えた質問を議員役となって実際に質問しました。答弁は市長をはじめとした執行部にさせていただきました。

過去の広報誌さくらは
こちらを確認！

令和7年度 選挙予定

参議院議員通常選挙	7月
山口市長選挙	10月
山口県知事選挙	2月

ケース 1

Q 投票日に用事があって投票にいけない…
A 期日前投票を利用しましょう!

投票日当日に投票所に行けない人は、告示（公示）日の翌日から投票日前日まで設置される“期日前投票所”で投票できます。（投票日当日は決められた投票所でのみ投票できます。）

山口市の選挙人名簿に登録されている方であれば、山口市内のどこの期日前投票所でも投票できます。設置される日は投票所ごとで異なるので、入場券に同封されるチラシや市ウェブサイトを確認してから行きましょう!



ケース 2

Q 引っ越したばかりでどこで投票したらいいの?
A 引っ越してから3か月未満だったら、前住所地で投票を!

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。登録されるためには、転入届を提出した日から引き続き3か月以上住み続けなければならないといけません。

自分がどの市区町村に登録されているかわからない場合は、選挙管理委員会にお問合せください!

前住所地で投票しなければならないけど帰れない方は、“不在者投票”を利用しましょう!

⇒ケース③をチェック!!



ケース 3

Q 当日・期日前の期間も投票所に行けない!
(出張や旅行、入院中の場合など)
A 不在者投票を利用しましょう!

“不在者投票”とは、名簿登録のある市区町村の投票所に行けない方が利用できる制度で、右のマンガはケース②の場合や、出張・旅行などで市外に出ていて投票所に行けない場合（滞在地投票）の例です。

不在者投票の流れ

- ① 選挙管理委員会に不在者投票用紙を請求
- ② 郵送で投票用紙が届く
- ③ 滞在地の選挙管理委員会に行って投票する

病院や施設等に入院・入所されている方は、入院している病院が“不在者投票できる施設”に指定されていれば、病院や施設等で不在者投票できます。投票用紙の請求方法は、事前に病院や施設等にご相談ください。（施設の指定状況は、選挙管理委員会にお問合せください）



特集

選挙の

よう

わ

か

ら

ん!

選挙があると様々な「ようわからん」に直面します。そんな疑問を解消し大切な一票を守るための解決策があります。

ケース 4

Q 利き手を怪我してしまって自分で字が書けない…
投票できるの?
A 代理投票で投票できます!

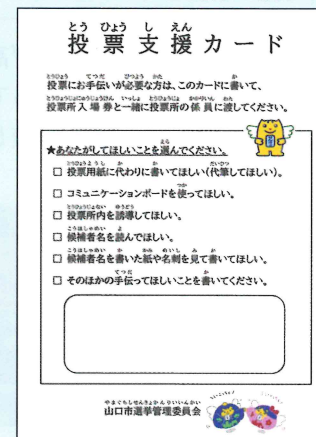
病気やケガなどで字が書けない方は、受付の職員にその旨を伝えと代理投票で投票ができます。以下の投票支援カードやコミュニケーションボードを利用するとスムーズな対応が可能です。

代理投票では、投票所の職員2名が補助員となり、選挙人の指示（口頭や指差し）で補助員の1名が投票用紙に記入、もう1名が選挙人と一緒に書かれた内容が正しいかを確認します。投票箱への投入も代理でできます。



投票支援カード

希望する項目にチェックまたは依頼したいことを記入したカードを受付に渡すと支援が受けられます。



様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。
【下記二次元コード参照】



※印刷サイズに指定はありません。
※支援内容が分かれば、この様式以外でも構いません。

コミュニケーションボード

各投票所受付に設置されていて、指差しでコミュニケーションをとることができます。



ケース 5

Q 期日前投票が始まったのに「選挙公報」が届かないんだけど…
A 投票日2日前までにポスティングや新聞折込みで届きます!

選挙公報は告示（公示）日に立候補者が決まってから作成されることや、ポスティングや新聞折込みにも時間が必要なため、配布には時間がかかります。少しでも早く選挙公報をご覧になりたい場合は、市のウェブサイトへも掲載されるので、そちらをご確認ください。

ポスティングや新聞折込みもされない地域の方は、市選挙管理委員会に連絡すれば郵送対応も受けられます。また各総合支所や各地域交流センターでも手に入れることができます。



ようわからん! 選挙がマンガでわかる本

ここで紹介したケースも含め28の“ようわからん”事例が、マンガで分かりやすく解説付きで掲載されています。市ウェブサイトから閲覧できるので、右の二次元コードからぜひご覧ください。



二次元コード

